

ちやたんブランド推奨認定要綱

平成28年12月1日

町 長 決 裁

(目的)

第1条 本要綱は、北谷町（以下「本町」という。）における特産品、町産品、工芸品や自然、観光景勝地、歴史文化、民俗芸能など推奨認定することにより、商工業、観光業、農水、水産業等の地域産業力の向上と地域資源の魅力発信や地域文化の継承発展を図り、もって地域全体の活性化に取り組むことを目的とする。

(定義)

第2条 ちやたんブランド推奨認定は、本町の特産品、町産品、工芸品、自然、観光景勝地、歴史文化、民俗芸能等に新たな付加価値を加え、地域の魅力を発信して地域の活性化を図るものをいう。

(認定)

第3条 ちやたんブランド推奨認定は、次のいずれかに該当していることとする。

- (1) 特産品、町産品は、安心・安全・安定供給を基本に法令の基準を守り、町民に好まれ広く本町を宣伝できる製品であること。
- (2) 工芸品は、本町内の製造業者が作り上げた製品のなかで、主に観光に寄与する製品であること。
- (3) 自然・観光景勝地は、地域資源や地域の魅力を広く町内外へ発信し、本町の観光に寄与するもの。
- (4) 歴史文化・民俗芸能等は、地域文化や伝統芸能等が効果的に観光プロモーションに反映するもの。

(推薦)

第4条 ちやたんブランド推奨認定は、次の関係団体からそれぞれを推薦するものとする。

- (1) 北谷町商工会は、特産品、町産品、工芸品、町産品コンテスト入賞商品
- (2) 北谷町観光協会は、自然、観光景勝地
- (3) その他団体は、歴史文化、民俗芸能等

(審査)

第5条 北谷町商工会及び北谷町観光協会、その他団体から推薦書（第1号様式）及び被推薦者からの同意書（第2号様式）の提出があった場合、町長の諮問を受けた委員会が、第3条の基準により審査を行い、ちやたんブランド推奨認定候補として町長へ答申するものとする。

2 町長は答申に対し、町長名でちやたんブランド推奨認定を行う。

(登録)

第6条 ちやたんブランド推奨認定されたものは、本町においてちやたんブランド推奨認定登録台帳へ記載する。登録期間は5年とする。

2 登録期間終了2カ月前までに更新申請書（第3号様式）による提出がある場合、審査の上、登録更新できるものとする。ただし、登録期間終了後2カ月を過ぎ、更新の申請がない場合、登録を抹消する。

(取り消し)

第7条 ちやたんブランド推奨認定を受けたものが、次のいずれかに該当する場合、委員会の審議により認定を取り消すことができる。この場合、委員長は、町長に審議結果を報告し、ちやたんブランド推奨

認定取消通知書(第4号様式)でもって推薦した団体や認定を受けた者に通知し、ちゃたんブランド推奨認定登録台帳から抹消する。

(1) 特産品・町産品・工芸品

- ア 認定基準に適合しなくなったとき。
- イ 品位、信用等を著しく損なう行為があったとき。
- ウ 生産を中止したとき。
- エ 認定を受けた商品以外にちゃたんブランド推奨認定表示等を不正に使用したとき。

(2) 自然・観光景勝地

- ア 認定基準に適合しなくなったとき。
- イ 自然破壊や人的行為により著しく景勝地の景観が損ねられたとき。

(3) 歴史文化・民俗芸能等

- ア 認定基準に適合しなくなったとき。
- イ 自然災害や火事等により現状の回復が難しくなったとき。
- ウ 民俗芸能等が消滅あるいは保存会等が存続しなくなったとき。

2 認定の取り消しを受けたものは、看板、証票およびシールの表示や広告掲載等にちゃたんブランド推奨認定の名称を使用することができない。

(協力)

第8条 ちゃたんブランド推奨認定を受けた関係者は、町内外で開催される各種行事に積極的に参加するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は委員会で知り得た情報(製造方法や権利関係等企業秘密に値する事項)を他に漏らしてはならない。

(推奨及び公表)

第10条 ちゃたんブランド推奨認定したものについては、本町、商工会、観光協会並びに関係する団体が連携

して推奨するものとする。

2 毎年度の推奨認定した特産品、町産品、工芸品、自然、観光景勝地、歴史文化、民俗芸能等は広報等により

公表するものとする。

(免責)

第11号 推奨認定されたものに事故及び商行為上に不祥事があった場合、本委員会に一切の責任は生じないものとする。

(施行期日)

1 この要綱は交付の日から実施する。